

# 文京区福祉タクシー事業実施要綱

昭和52年5月31日 52文福福発第406号決定  
改正 平成13年2月1日 12文福障第10638号決定  
平成15年9月17日 15文福障第1051号決定  
平成17年2月21日 16文福障第1672号決定  
平成22年2月 1日 21文福障第1880号決定  
平成24年11月30日 24文障第1724号決定  
平成28年 3月19日 27文障第2734号決定

(目的)

第1条 この要綱は、外出困難な心身障害者（児）等の積極的な社会生活に寄与するため、福祉タクシー事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、文京区内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 知的障害 1・2度に該当する者
- (2) 視覚障害 1・2級に該当する者
- (3) 下肢、体幹障害 1～3級に該当する者
- (4) 内部障害 1・2級に該当する者
- (5) 移動機能障害 1・2級に該当する者
- (6) 平衡機能障害 3級に該当する者
- (7) 脳性マヒにり患している者
- (8) 進行性筋萎縮症にり患している者
- (9) 文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則（昭和49年3月文京区規則第11号。以下「規則」という。）に規定する特殊疾病にり患し、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）に規定する重症認定患者等
- (10) 前各号に掲げる者のほか、障害の程度が前各号と同程度以上で、区長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、前項各号のいずれかに該当する者の前々年の所得（1月から3月までに行う申請については、申請した日の属する年の3年前の年の所得とする。以下この項において同じ。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則第3条で定める額を超えるときは、本要綱の対象としない。この場合において、当該者が申請年度の4月1日において満20歳未満である場合については、主としてその者の生計を維持する扶養義務者（民法（明治31年法律第9号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。）があるとき又は控除対象配偶者であるときは、当該扶養義務者又は配偶者の前々年の所得とする。

3 前項に規定する所得の算定は、規則第4条及び第5条による。

(併給禁止)

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、区長は、文京区自動車燃料費助成事業実施要綱（21文福障第1880号）の規定により自動車燃料費の助成（以下「自動車燃料費助成」という。）を受けている者は対象者としなない。

(利用申請)

第4条 福祉タクシーの利用を希望する者は、福祉タクシー利用券交付申請書（別記様式第1号）を区長に提出しなければならない。

(決定)

第5条 区長は、前条の規定による利用申請があったときは、当該申請内容を審査のうえ、交付を決定したときは福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）を送付し、交付しないことを決定したときは文京区福祉タクシー利用券資格非該当通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

(利用券の交付)

第6条 利用券は月額2,700円とし、年額32,400円とする。ただし、当該年度において、新たに第2条に規定するいずれかに該当した者については、前条の決定を受けた日の属する月から当該年度の最終の月までの月分とする。

2 前項の規定（ただし書を除く。）にかかわらず、区長は、自動車燃料費助成を受けている者が当該受給年度の途中においてこの要綱による利用券の交付に切り替えるときは、前項に規定する年額から既に交付を受けた自動車燃料費助成の額を差し引いた額を限度として利用券を交付する。

(利用券の返還)

第7条 利用券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が死亡し、又は区外へ転出したときは、直ちに残余の利用券を返還しなければならない。

(利用方法)

第8条 利用券を使用して福祉タクシーに乗車する場合は、交付の範囲内で利用券を使用できるものとし、不足額については現金で支払うものとする。

2 利用券のみを使用した場合において、つり銭を運転者に請求することは出来ないものとする。

(業者への支払い)

第9条 区長は、業者の請求に基づき、利用券に表示された金額と利用券に表示された金額の3%以内を事務手数料として支払う。

(乗車地域)

第10条 福祉タクシーに乗車できる地域は、東京23区、三鷹市及び武蔵野市とする。

(不正使用の禁止等)

第11条 受給者は、利用券を不正に使用し、又は他人に譲渡し、若しくは売却してはならない。

2 区長は、受給者が前項の規定に違反したときは、当該受給者に対し既に交付した利用券を返還させ、及び第5条の交付決定を取り消すことができる。

3 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した受給者について、当該交付決定を

取り消した日以後1年間の利用に係る第5条の交付決定をしないことができる。

(委任)

第12条 この要綱の実施に関し、必要な細目は、別に定める。

付 則

この要綱は、昭和52年6月15日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和54年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年3月31日現在、改正前の文京区福祉タクシー事業実施要綱第2条に該当し、福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）の交付を受けた者については、改正後の文京区福祉タクシー事業実施要綱第2条第1項第9号及び同条第2項の規

定にかかわらず、平成17年4月1日から平成17年9月30日までの分の利用券を  
交付する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。